

令和8年4月1日から

知っていますか？  
自転車の交通違反に  
青切符導入！  
(自転車に対する交通反則通告制度が適用に)

取り締まりの  
対象年齢は  
16歳以上



対象となる違反行為は 113種類

通行車両や歩行者に危険を生じさせる行為、交通事故につながる  
ような悪質・危険な違反行為は取締りの対象になります。

### 対象となる違反行為の一例

信号無視



反則金：6000円

携帯電話の使用等



反則金：12000円

遮断踏切立入り



反則金：7000円

通行禁止違反



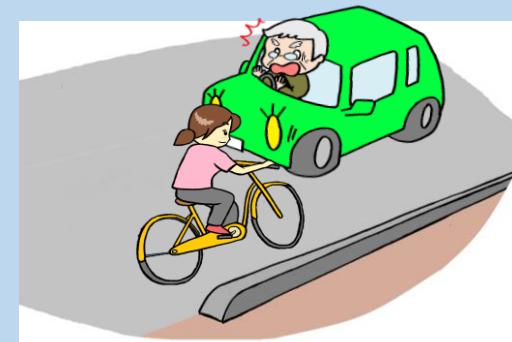
反則金：5000円

一時不停止



反則金：5000円

車道の右側通行等



反則金：6000円

自転車に乗る際は、車両の運転手として  
の自覚を持ち、今まで以上に交通ルールを  
しっかり守りましょう。

